

第50号議案

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還債務の免除に関する条例（昭和59年島根県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

県立学校統合再編成通学支援資金	県立学校の統合再編成により増加する通学費等の経済的負担を軽減し、教育の機会均等に資するため、知事が指定する中学校を卒業し、かつ、知事が定める期間内に知事が指定する県立学校に入学した者で、遠距離通学又は自宅外からの通学が必要となるものに対して貸し付けた資金	死亡したとき、又は心身に重度の障害を有することとなったことにより貸付金を返還することができなくなったと認められるとき。	債務の全部 又は一部
-----------------	---	---	---------------

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。